

令和3年度国民健康保険事業特別会計 3月補正予算(案)

1. 補正の概要

[その1]

- ・ 県支出金特別交付金の特定健診等負担金が増額することに伴う歳入予算の整理
- ・ 保険基盤安定制度にかかる保険料軽減額等の公費負担額が確定したことによる歳入予算の整理
- ・ 災害等臨時特例補助金等国庫補助金の金額が確定したことによる歳入予算の整理

[その2]

- ・ 保険給付費が当初見込みを上回っていることに対する歳入・歳出予算の増額

2. 補正予算額

[その1]

(歳入)

1 款：国民健康保険料 1 項：国民健康保険料 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備 考
1 一般被保険者	476,222	△ 7,499	468,723	医療給付費分
国民健康保険料	250,236	△ 1,045	249,191	後期高齢者支援金分
(現年分)	85,229	△ 494	84,735	介護納付金分
計	811,687	⑥ △ 9,038	802,649	

3 款：県支出金 1 項：県負担金・補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備 考
1 保険給付費等				
交付金	10,870	① 1,498	12,368	特定健診等負担金
(特別交付金)				
計	10,870	1,498	12,368	

5 款：繰入金 1 項：他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備 考
1 一般会計繰入金	141,935	② 342	142,277	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)
	74,323	③ 4,982	79,305	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
	71,823	⑧ △ 23	71,800	職員給与費等繰入金
	14,142	④ △ 28	14,114	財政安定化支援事業繰入金
計	302,223	5,273	307,496	

8 款：国庫支出金 1 項：国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備 考
1 総務費国庫補助金	0	⑦ 23	23	社会保障・税番号制度システム整備補助金
	0	⑤ 2,244	2,244	災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)
計	0	2,267	2,267	

歳入補正額合計	0
---------	---

[その2]

(歳入)

3款：県支出金 1項：県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 保険給付費等 交付金 (普通交付金)	3,254,192	④ 56,916	3,311,108	普通交付金
計	3,254,192	56,916	3,311,108	

歳入補正額合計	56,916
---------	--------

(歳出)

2款：保険給付費 1項：療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 一般被保険者 療養給付費	2,838,940	16,631	2,855,571	一般被保険者療養給付費
5 審査支払手数料	12,736	972	13,708	診療報酬審査支払手数料
計	2,851,676	① 17,603	2,869,279	

2款：保険給付費 2項：高額療養費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 一般被保険者 高額療養費	375,535	39,313	414,848	一般被保険者高額療養費
計	375,535	② 39,313	414,848	

歳出補正額合計	56,916	③
---------	--------	---

議題2

令和4年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

歳入	令和4年度予算(案)	令和3年度当初予算	差 額	増減割合
1 国民健康保険料	859,755,000	860,281,000	△ 526,000	△0.06%
一般被保険者国民健康保険料	859,684,000	860,167,000	△ 483,000	△0.06%
現年分	811,420,000	811,687,000	△ 267,000	△0.03%
医療給付費分	488,667,000	476,222,000	12,445,000	2.61%
後期高齢者支援金分	239,652,000	250,236,000	△ 10,584,000	△4.23%
介護納付金分	83,101,000	85,229,000	△ 2,128,000	△2.50%
滞納繰越分	48,264,000	48,480,000	△ 216,000	△0.45%
医療給付費分	27,938,000	28,344,000	△ 406,000	△1.43%
後期高齢者支援金分	13,911,000	13,846,000	65,000	0.47%
介護納付金分	6,415,000	6,290,000	125,000	1.99%
退職被保険者等国民健康保険料	71,000	114,000	△ 43,000	△37.72%
現年分	3,000	3,000	0	同額
医療給付費分	1,000	1,000	0	同額
後期高齢者支援金分	1,000	1,000	0	同額
介護納付金分	1,000	1,000	0	同額
滞納繰越分	68,000	111,000	△ 43,000	△38.74%
医療給付費分	43,000	66,000	△ 23,000	△34.85%
後期高齢者支援金分	14,000	24,000	△ 10,000	△41.67%
介護納付金分	11,000	21,000	△ 10,000	△47.62%
2 使用料及び手数料	3,000	3,000	0	同額
国庫支出金	0	0	0	廃款
3 県支出金	3,367,143,000	3,310,243,000	56,900,000	1.72%
普通交付金	3,306,849,000	3,254,192,000	52,657,000	1.62%
特別交付金	60,294,000	56,051,000	4,243,000	7.57%
保険者努力支援分	17,198,000	15,988,000	1,210,000	7.57%
特別調整交付金	15,585,000	13,035,000	2,550,000	19.56%
県繰入金(2号分)	16,149,000	16,158,000	△ 9,000	△0.06%
特定健診等負担金	11,362,000	10,870,000	492,000	4.53%
4 財産収入	30,000	66,000	△ 36,000	△54.55%
5 繰入金	614,152,000	606,236,000	7,916,000	1.31%
一般会計繰入金	354,152,000	356,236,000	△ 2,084,000	△0.59%
保険基盤安定繰入金	214,913,000	216,258,000	△ 1,345,000	△0.62%
保険料軽減分	141,575,000	141,935,000	△ 360,000	△0.25%
保険料支援分	73,338,000	74,323,000	△ 985,000	△1.33%
職員給与費等繰入金	86,933,000	88,161,000	△ 1,228,000	△1.39%
出産育児一時金等繰入金	11,200,000	11,200,000	0	同額
財政安定化支援事業繰入金	14,114,000	14,142,000	△ 28,000	△0.20%
その他一般会計繰入金	26,992,000	26,475,000	517,000	1.95%
基金繰入金	260,000,000	250,000,000	10,000,000	4.00%
6 繰越金	500,000	500,000	0	同額
7 諸収入	3,015,000	3,015,000	0	同額
延滞金及び過料	2,000,000	2,000,000	0	同額
雑入	1,014,000	1,014,000	0	同額
一般第三者納付金	1,000,000	1,000,000	0	同額
退職第三者納付金	1,000	1,000	0	同額
一般返納金	11,000	11,000	0	同額
退職返納金	2,000	2,000	0	同額
指定公費負担医療立替交付金	1,000	1,000	0	同額
歳入合計(A)	4,844,598,000	4,780,344,000	64,254,000	1.34%

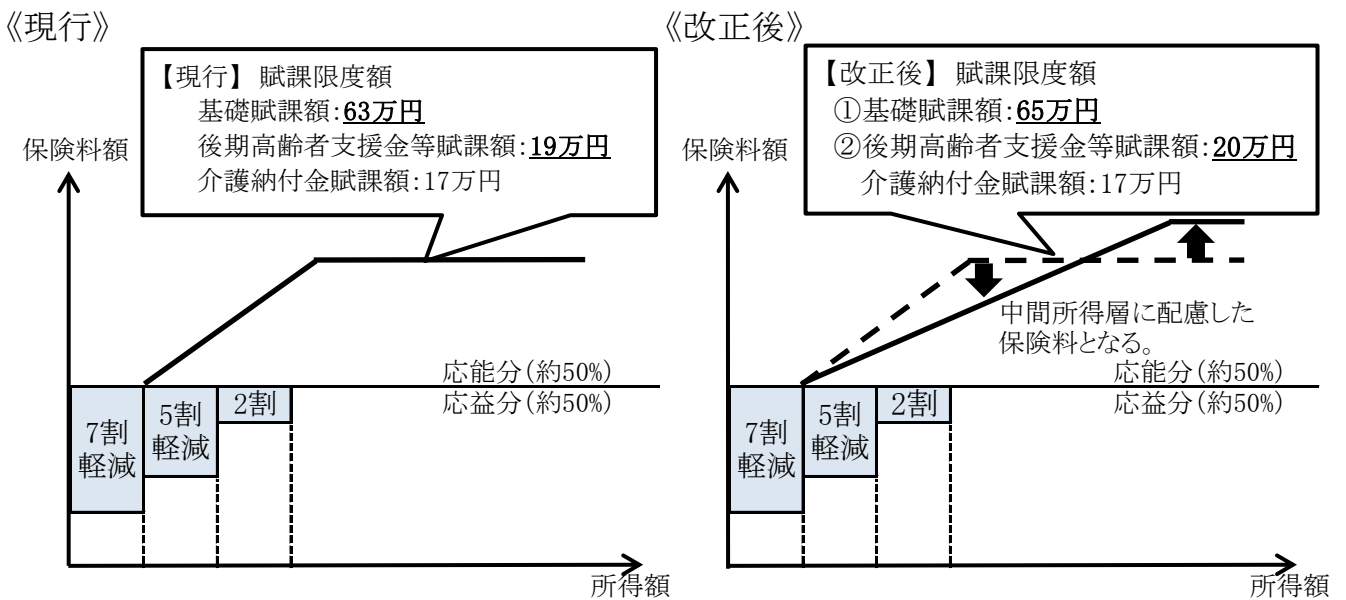
歳出	令和4年度予算(案)	令和3年度当初予算	差 額	増減割合
1 総務費	86,513,000	85,002,000	1,511,000	1.78%
総務管理費	74,998,000	72,252,000	2,746,000	3.80%
職員給与費	62,085,000	57,740,000	4,345,000	7.53%
国保運営事業事務経費	6,985,000	8,505,000	△ 1,520,000	△17.87%
診療報酬共同電算委託	5,203,000	5,274,000	△ 71,000	△1.35%
国保連合会負担金	725,000	733,000	△ 8,000	△1.09%
徴収費	11,281,000	12,516,000	△ 1,235,000	△9.87%
運営協議会費	234,000	234,000	0	同額
2 保険給付費	3,333,457,000	3,282,715,000	50,742,000	1.55%
療養諸費	2,914,475,000	2,882,339,000	32,136,000	1.11%
一般療養給付費	2,864,474,000	2,838,940,000	25,534,000	0.90%
退職療養給付費	1,000	1,000	0	同額
一般療養費	36,891,000	30,661,000	6,230,000	20.32%
退職療養費	1,000	1,000	0	同額
審査支払手数料	13,108,000	12,736,000	372,000	2.92%
高額療養費	397,034,000	376,141,000	20,893,000	5.55%
一般高額療養費	396,428,000	375,535,000	20,893,000	5.56%
退職高額療養費	1,000	1,000	0	同額
一般高額合算療養費	604,000	604,000	0	同額
退職高額合算療養費	1,000	1,000	0	同額
移送費	2,000	2,000	0	同額
一般移送費	1,000	1,000	0	同額
退職移送費	1,000	1,000	0	同額
出産育児諸費	16,809,000	16,809,000	0	同額
葬祭諸費	3,750,000	3,750,000	0	同額
傷病手当金	1,387,000	3,674,000	△ 2,287,000	△62.25%
3 国民健康保険事業費納付金	1,357,932,000	1,346,077,000	11,855,000	0.88%
医療給付費分	913,750,000	889,168,000	24,582,000	2.76%
一般医療分	913,501,000	888,018,000	25,483,000	2.87%
退職医療分	249,000	1,150,000	△ 901,000	△78.35%
後期高齢者支援金等分	319,898,000	330,714,000	△ 10,816,000	△3.27%
一般支援分	319,872,000	330,674,000	△ 10,802,000	△3.27%
退職支援分	26,000	40,000	△ 14,000	△35.00%
介護納付金分	124,284,000	126,195,000	△ 1,911,000	△1.51%
4 共同事業拠出金	1,000	1,000	0	同額
5 保健事業費	51,373,000	51,659,000	△ 286,000	△0.55%
保健衛生普及費	1,210,000	1,212,000	△ 2,000	△0.17%
特定健康診査等事業費	50,163,000	50,447,000	△ 284,000	△0.56%
6 基金積立金	30,000	66,000	△ 36,000	△54.55%
7 公債費	300,000	300,000	0	同額
8 諸支出金	4,992,000	4,524,000	468,000	10.34%
一般保険料還付金	4,520,000	4,520,000	0	同額
退職保険料還付金	2,000	2,000	0	同額
保険給付費等交付金償還金	1,000	1,000	0	同額
国庫支出金返納金	468,000	0	468,000	新規
指定公費負担医療立替金	1,000	1,000	0	同額
9 予備費	10,000,000	10,000,000	0	同額
歳出合計(B)	4,844,598,000	4,780,344,000	64,254,000	1.34%
差し引き(A) - (B)	0			

寒川町国民健康保険条例の一部改正について (国民健康保険料の賦課限度額の見直し)

1. 改正の概要

- ・国民健康保険料の賦課限度額を見直す。
- ①国民健康保険料の基礎賦課額に係る限度額を65万円(現行:63万円)に引き上げる。
- ②国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を20万円(現行:19万円)に引き上げる。

2. 改正の内容



3. 改正に伴う影響見込

区分	賦課限度額			世帯数			
	R3 賦課限度額	R4 賦課限度額	増加額	加入世帯数	R3限度額 超過世帯数	R4限度額 超過世帯数	増減
医療分 (基礎賦課額)	630,000円	650,000円	20,000円	6,929世帯	39世帯	39世帯	0世帯
後期高齢者 支援金分	190,000円	200,000円	10,000円		161世帯	137世帯	△24世帯
介護分	170,000円	170,000円	0円	2,773世帯	55世帯	55世帯	0世帯

※令和3年度本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算しています。
 ※超過世帯数は各区分で重複する世帯があります。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>～略～</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>～略～</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>)とする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6</p>	<p>～略～</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)とする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6</p>

の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

～略～

の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について (未就学児の均等割保険料軽減に係る端数処理の考え方の明確化)

1. 改正の概要

- ・ 11月の議題として提案した「未就学児に係る均等割保険料を軽減」する一部改正条例について、その端数処理の考え方を明確化する。

2. 改正の内容

《現行》

$$\text{未就学児に係る均等割額} = \text{被保険者均等割} \times 5 / 10$$

(10円未満の端数切上げ)

《改正後》

$$\text{未就学児に係る均等割額} = \text{被保険者均等割} - \text{被保険者均等割} \times 5 / 10$$

(10円未満の端数切上げ)

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額 _____ に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額 _____ とする</p> <p>(第4項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」 _____ と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに _____</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする</p> <p>(第4項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2 第16条 _____ 第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条 _____ 第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額 _____</p>

掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

(加える)

5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

～略～

とする。

(1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第16条 _____ 第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条 _____ 第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」 _____ と読み替えるものとする。

～略～

附 則

この条例は、公布の日から施行する。